

公 示 送 達 書

酒田市告示第 495 号
令和 8 年 7 月 22 日

下記の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び酒田市税条例（平成 1 7 年条例第 7 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、公示送達します。

なお、この公示送達に係る書類は、当市納税課に保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

酒田市長 矢口 明子

記

送達する 書 類 の 名 称	差押調書（令和 8 年 7 月 22 日 納発第 11009 号）
送達を受 けるべき 者の氏名	高力 俊雄
備考	
（注意） 地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送付があったものとみなされます。	